

〈寄付金に関する規定〉

日本体育測定評価学会 寄付金に関する規定

2020年3月2日理事会承認

2020年3月9日総会承認

(趣旨)

第1条 この規定は、会則第30条に規定する寄付金に関し、寄付金の適正な管理を行うため、必要な事項を定める。

(寄付金の使途)

第2条 寄付者から寄付金の使途について指定があった場合は、その指定に従って使用しなければならない。寄付者が使途を指定しない場合は、会則第3条の目的に使用するものとし使途を定める。

(寄付の承認)

第3条 寄付の申し入れがあった場合は、理事会に諮り、受け入れの可否および使途について承認を得る。承認後、寄付者へ受け入れの可否を書面にて通知する。

(寄付の受け入れ手続)

第4条 寄付金を受領したときは、寄付者に対して受領書を送付する。

(細則の改廃)

第5条 この細則の改廃は、理事会の過半数の賛成を得て総会の議決による。

付 則

1 この規定は、2020年3月9日から適用する。